

静岡県教育職員免許状再授与審査会規則をここに公布する。

令和7年3月21日

静岡県教育委員会教育長 池上重弘

静岡県教育委員会規則第3号

静岡県教育職員免許状再授与審査会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律施行規則（令和4年文部科学省令第5号。以下「省令」という。）第6条の規定に基づき、静岡県教育職員免許状再授与審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審査会は、委員5人以内で組織する。

(委員)

第3条 省令第3条第1項に規定する児童生徒性暴力等に関する学識経験を有する者は次に掲げる者とする。

- (1) 医療、心理、福祉、法律又は教育に関する専門的な知識経験を有する者
- (2) その他静岡県教育委員会が適当と認める者

2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会議)

第4条 審査会の会議は、会長が招集し、これを主宰する。

2 審査会の会議は、公開しない。

3 審査会の議事について直接の利害関係を有する委員は、議決に加わることができない。この場合において、議決に加わることができない委員の数は、省令第5条第2項に規定する会議に出席した委員の数に算入しない。

(参考人)

第5条 審査会は、調査審議のため必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 審査会の庶務は、教育委員会義務教育課において処理する。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。